

ちがさき保育士就職奨励金

～茅ヶ崎市保育士就職奨励金等の概要～

対象となる保育士さんは？

交付対象要件	交付額
(1) 新たに市内認可保育所等※¹で勤務開始※²した保育士 ① 勤務開始日が令和7年4月1日以降であること ② 1日6時間以上かつ月20日以上の勤務であること ③ 2年以上継続して勤務する見込みであること ④ 市内の保育施設等※³で勤務(事務やパートでの勤務を含む)していた場合は、退職から1年以上経過していること ⑤ 同一法人内での異動(保育士資格取得による職種変更や市外保育園から市内保育園への異動など)でないこと ⑥ 過去に茅ヶ崎市保育士就職奨励金の交付を受けていないこと	10万円
(2) (1)の交付を受けた2年目の保育士 ① (1)の交付を受けた保育士で、(1)の申請時と同様に勤務していること ② 勤務開始日から1年以上経過していること	10万円

申請から交付までの手続きは？

- ① 申請書及び添付書類※⁴を市保育課へ提出
勤務開始日(2年目の申請の場合は1年を経過した日)から3ヶ月以内に申請が必要です。
書類等の確認のため、原則、申請者ご本人による提出が必要です。
- ② 支給が決定されたら請求書を保育課へ提出
申請書に基づき、市が支給を決定し通知します。
その決定通知が届きましたら、同封の請求書をご提出ください。
- ③ ちがさき保育士就職奨励金の支給
請求書が到着してから30日以内に指定の口座へお振込みします。

※1 認可保育所等：保育所(公設公営除く)、認定こども園(地方裁量型除く)、小規模保育事業、事業所内保育事業

※2 認可保育所等を運営する法人と直接雇用により勤務すること

※3 保育施設等：認可保育所等、茅ヶ崎市立保育園、幼稚園、認可外保育所、障がい児通所支援事業を実施する施設、放課後児童健全育成事業を実施する施設、児童養護施設

※4 添付書類：保育士登録証の写し(1年目の方で登録証がまだ発行されていない場合は保育士登録済み通知書の写しでも可)、就労証明書、誓約書兼同意書、本人確認書類(運転免許証など)

【問合せ先】 茅ヶ崎市こども育成部保育課 0467-82-1111 (代表)
0467-81-7173 (直通)